

宇部市及び厚狭郡楠町の廃置分合に伴う  
地域審議会の設置に関する協議書

平成16年11月1日から厚狭郡楠町を廃し、その区域を宇部市に編入することに伴い、厚狭郡楠町の区域に、楠地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定により、次のとおり定めるものとする。

地域審議会の設置に関する協議

(目的)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、区域を宇部市に編入する前の楠町（以下「設置区域」という。）を対象とする地域審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 審議会は、宇部市楠地域審議会と称する。

(所掌事項)

第3条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置区域に係る新市建設計画（以下「建設計画」という。）の変更及び執行状況並びに市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、及び答申すること。
- (2) 設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の区分に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 自治会の役員
- (2) 農林業、商工業等の関係団体に属する者
- (3) 社会教育、学校教育等の関係団体に属する者
- (4) 青年、女性及び高齢者を構成員とする組織に属する者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 公募により選任された者

3 前項第7号の委員の人数は2人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該協議施行後、最初に委員となった者の任期は、平成19年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(設置期間)

第8条 審議会の設置期間は、平成16年11月1日から平成27年3月31日までとする。

(庶務)

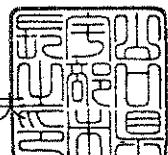
第9条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(補則)

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成16年4月15日

宇都市長 藤田忠夫



楠町長 武波博

